

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和4年2月28日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2101114号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100183号

第1 結論

請求期間①から④までについて、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和51年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年7月31日
② 平成15年12月31日
③ 平成16年7月31日
④ 平成16年12月31日

年金事務所から、請求期間①から④までに係る標準賞与額の記録が漏れている可能性がある旨の手紙が届いたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から④までについて、A社は平成18年7月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は既に亡くなっている上、同社に係る商業登記簿謄本によると、平成21年4月24日付けで破産手続廃止が決定されているところ、代表清算人及び破産管財人は請求期間①から④までに係る資料がない旨回答している。

また、請求者はB銀行C支店が賞与の振込先であった旨陳述しているところ、同行同支店は請求期間①から④までに係る取引明細は、保存期限経過のため調査はできない旨回答している上、請求者も当該期間に係る賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認できる賞与明細書等の資料を保有していない。

さらに、請求者から提出された平成15年分及び平成16年分給与所得の源泉徴収票並びに平成16年度及び平成17年度市民税・県民税特別徴収税額の通知書により、請求者の平成15年及び平成16年に係る年間の収入額及び社会保険料額は確認できるものの、請求期間①から④までにおける賞与支給額及び厚生年金保険料控除額は確認できない。

このほか、請求者の請求期間①から④までにおける賞与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認又は推認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。